# 令和4年度「子ども・子育て県民意識調査」について

#### [調査の目的]

子育て満足度日本一の実現に向け、子どもの育ちや子育てに関する県民意識調査を実施し、「おおいた子ども・子育て応援プラン(第4期計画)」の総合的な評価等の進捗状況を把握するとともに、各種施策の充実を図ることを目的とする。

#### [調査の概要]

**1 調査期間** 令和4年11月11日~12月9日

2 調査対象者 就学前児童の保護者 県内18市町村 2,020世帯を無作為抽出

小学生の保護者 県内18市町村 980世帯を無作為抽出

計 県内18市町村 3,000世帯を無作為抽出

3 回収率(上段:有効回答数、下段:有効回答割合)

	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
就学前児童の保護者	804人	1,097人	1,009人	998人
	(39.8%)	(54.3%)	(50.0%)	(49.4%)
小学生の保護者	407人	496人	454人	480人
	(41.5%)	(50.6%)	(46.3%)	(49.0%)
合 計	1,211人	1,593人	1,463人	1, 478人
	(40.4%)	(53.1%)	(48.8%)	(49.3%)

#### [主な調査結果]

1 「おおいた子ども・子育て応援プラン」の総合的な評価項目

(1) 子育てが地域や社会で支えられていると「十分に感じる」「まあまあ感じる」と答えた人の割合

	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
就学前児童	70.3%	64.8%	69.5%	68.2%
小学生	73.7%	61.9%	65.4%	62.7%
合 計	71.5%	63.8%	68.2%	66.5%

<sup>※</sup>R2 年度のみ「子育てが地域の人に(または職場や社会の中で)支えられていると感じますか」

#### (2) 住んでいる地域の子育ての環境や支援に「満足している」「おおむね満足している」と答えた 人の割合

	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
就学前児童	54.2%	69.9%	69.4%	66.7%
小学生	45.0%	63.9%	65.9%	62.9%
合 計	51.1%	68.1%	68.3%	65.5%

<sup>※</sup>R元年度までは「住んでいる地域の子育ての環境や支援への満足度が高い、やや高い人の割合」

#### 2 その他の主な項目

(1) 理想とする子どもの数、予定している子どもの数と現在の子どもの数

	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
理 想	2.88人	2. 72人	2.77人	2. 72人
予 定	2. 75人	2. 40人	2.51人	2. 42人
現 在	2.20人	2. 17人	2.29人	2. 18人

#### (理想よりも予定の子どもの数の方が少ない理由)

	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
<ul><li>①子育てや教育にお金が かかりすぎるから</li></ul>	60.5% 《1位》	60.3% 《1位》	66.5% 《1位》	67.4% 《1位》
②自分の仕事(勤めや家 業)が忙しいから	23.7% 《2位》	24.8%《3位》	26.1% 《2位》	24.5% 《2位》
③高年齢で生むのはいや だから	2 1. 1% 《4位》	25.3% 《2位》	24.4% 《3位》	20.7%《4位》
④これ以上、育児の心理 的、肉体的負担に耐えら れないから	23.2% 《3位》	21.4%《4位》	17.3%《4位》	21.3% 《3位》
⑤夫婦の一方に家事・育児 の負担がかたよってい るから	10.4%《7位》	8.8% 《7位》	16.2% 《5位》	12.6% 《6位》
⑥欲しいけれどもできな いから	20.6% 《5位》	16.0% 《5位》	14.5%《6位》	17.1% 《5位》

<sup>※</sup>⑤について、R2 年度までは「夫 (妻) の家事・育児への協力が得られないから」

#### (2)子育て支援サービスの認知度(就学前児童の保護者)

	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
①おおいた子育てほっと クーポン	91.7%	91.0%	92.5%	91.9%
②一時預かり	88.4%	78.9%	81.7%	87.5%
③病児保育	86.4%	79.9%	84.3%	86.6%
④地域子育て支援拠点 (こどもルーム)など	82.0%	81.3%	82.8%	74.2%
⑤大分県こども救急電話 相談	81.2%	74.9%	79.6%	82.0%
⑥いつでも子育てほっと ライン	70.8%	48.2%	53.0%	50.4%
⑦ショートステイ	23.0%	17.6%	18.8%	19.6%
⑧ホームスタート	17.8%	16.9%	17.2%	16.7%

#### (3)子どもと将来の夢や希望について語り合う機会を、「意識してもっている」と答えた人の 割合(小学生の保護者)

	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
頻繁に持っている	11.5%	18.8%	17.8%	17.9%
時々持っている	66.3%	63.7%	66.3%	68.8%
合 計	77.8%	82.5%	84.1%	86.7%

資料2

令和4年度子ども・子育て支援施策の進捗状況について

# 大分県 就学前後の切れ目ない支援体制構築のためのガイドライン(案) 概要

#### 背景

- ・国:こども家庭庁設置やこども基本法の制定
- ・県:妊娠期~就学前の連携体制や発達障がい の診断を受けている子の連携体制は構築
- ・一方、発達が気になる子どもや支援が必要な子どもは、小学校就学前後で連携途切れる場合もある。

#### 目的

- ・すべての子どもがライフステージを通じて 適切な支援を切れ目無く受けられるように するため、特に小学校就学前後における情 報連携・支援体制の構築を図る。
- ・各市町村における体制を議論・構築してい ただくための参考として策定する。

#### 就学前後の切れ目ない支援体制構築のため のガイドライン検討会

- ・令和4年5月~令和6年2月 計6回開催
- ・学識経験者、医療関係者、弁護士、 保育連合会、私立幼稚園連合会、 地域子育て支援拠点、保育コーディネーター、 モデル市(日田市・津久見市)調査員

#### 対象

必要な子どもの情報を取りこぼさず、丁寧に支援・連携につなげるため、**「すべての子ども」 を対象**とする。

#### 活用方法

・子どもの支援に携わる母子保健、児童福祉、教育、医療機関等のすべての行政機関、関係機関等が情報連携・支援体制の構築を図るうえでの参考とする。また、各市町村においては、各市町村での体制を議論・構築していただくための参考とする。

#### 切れ目ない支援体制構築に向けて~6つのポイント~

多様な問題を抱える子どもや家庭の対応するうえでは、子どもを中心に置いて、関係者が協働して支えることが重要

#### 顔の見える関係性の構築

・事例検討会などの各種会議や研修会などを通じて、<u>支援者同士の関係</u> 性を構築し、支援に関する目線合わせを行う。

#### 各機関の取組

・就学前後の切れ目ない支援や連携に関わる**関係機関が各々の機関の取 組を役割を理解すること**が重要。

#### 対象者(児)・保護者支援のあり方

- ・適切な支援を行うためには、**保護者支援**も不可欠。
- ・支援者の**気付きと対応力の向上に向けた研鑽**は不可欠。

#### 個人情報への配慮

- ・トラブルを防ぐ観点から、**基本的には保護者との関係性を構築し、根** 気強く保護者同意を得るよう努めることが必要。
- ・法律に基づき、同意が不要の場合もあるが、その場合も権利利益を侵害することのないよう**十分な配慮のもと必要な限度で行う必要**がある。

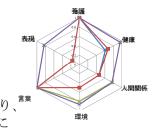
#### 連携に関わる地域の人材

- ・関係機関が相互にその役割を理解し、必要な支援につなぐ。
- ・支援者同士が双方向で情報交換できる体制を整える。

#### 情報連携のためのツール

- ○保育所等に通う子どもは、要録に基づく情報連携。
  - 一部自治体では、子どもの発達の特性 や成長の変化を見える化する「レーダ ーチャート」を用いて情報連携する取組 例もある。
- ○障がいの診断を受けているまたは支援 を受けている子どもは、相談支援ファ イルや個別の支援計画等を用いた情報 連携。
- ○未就園児は、保健師がキーパーソンとなり、 

  関係機関との情報共有を図り必要な支援に
  つなげることが重要。



(参考) レーダーチャート

#### 今後の方向性

- ①子どもに関する情報をつなぐ手段が必要 ⇒ 情報連携ツール(大分県版レーダーチャート)の作成
- ②支援者の対応スキル向上が重要 ⇒ 研修会の開催

# 支援対象児童等見守り強化事業【新規】

#### 目的

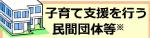
- 児童虐待のリスクの高まりを踏まえ、子育て世帯が孤立しないよう支援することが必要であるため、市町村の要保護児童対策地域協議会が中核となって、子ども食堂や子ども宅食等の支援を行う民間団体等も含めた様々な地域ネットワークを総動員し、支援ニーズの高い子ども等を見守り、必要な支援につなげることができる体制の強化を推進する。
  - ① 子ども食堂や子どもへの宅食等を行う民間団体等と連携して、食事の提供や学習支援等を通じた子どもの状況把握を行うことにより、地域における子どもの見守り体制の強化を支援する。

#### ① アウトリーチ型/居場所型

補助基準額:1か所当たり9,729千円

補 助 率: 国2/3、県1/6 ※R6まで県が1/6上乗せ補助

実施主体:市町村(特別区含む)



(子ども食堂.子ども宅食等) ※要対協の構成員に限定しない 支援スタッフが訪問等を実施

見守り体制 の強化



子どもの居宅等

状況の把握

食事の提供

学習・生活指導支援等









#### 見守り支援

- ■支援が必要な子ども等の把握 ■養育状況の把握
- ■心のケア ■孤独・孤立の解消

#### 定期的な状況把握・支援

#### 要保護児童対策地域協議会

- ・支援対象児童、特定妊婦等の状況の確認に関する 役割分担の決定
- ・確認や支援に関する進捗管理、総合調整等

# 県内の実施予定(R4年度)

	実施	委託/補助	事業実施者
市町村名		•	
▼	予定 ▼	の別	(委託/補助先)
大分市	0	委託	(社福)大分県福祉会
別府市	0	補助	(社福)別府光の園
中津市	0	補助	(社福)清浄園
日田市	0	委託	(社福)清浄園
佐伯市	0	補助	(社福)大分県福祉会
臼杵市	0	委託	未定
津久見市			
竹田市	0	委託	(NPO)テトカンパニー
豊後高田市			
杵築市	C	委託	(NPO)こどもサポートにっこ・にこ
什条巾	0	女記	(社福)杵築市社会福祉協議会
宇佐市	0	委託	(社福)清浄園
豊後大野市	0	補助	(NPO)しげまさ子ども食堂
由布市			
国東市			
姫島村			,
日出町		c	
九重町			
玖珠町			

10 市町村

令和5年度当初予算要求状況及び令和4年度補正予算について (子ども・子育て関連)

# 出産・子育て応援交付金

#### 1. 事業の目的

令和 4 年度第 2 次補正予算:1,267億円、令和 5 年度予算案:370億円

- 核家族化が進み、地域のつながりも希薄となる中で、孤立感や不安感を抱く妊婦・子育て家庭も少なくない。全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができる環境整備が喫緊の課題である。
- こうした中で、地方自治体の創意工夫により、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の相談支援を充実し、経済的支援を一体として実施する事業を支援する交付金を創設する。

#### 2. 事業の内容

○ 市町村が創意工夫を凝らしながら、妊娠届出時より妊婦や特に0歳から2歳の低年齢期の子育て家庭に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や 継続的な情報発信等を行うことを通じて必要な支援につなぐ伴走型相談支援の充実を図るとともに、妊娠届出や出生届出を行った妊婦等に対し、出産育児関連 用品の購入費助成や子育て支援サービスの利用負担軽減を図る経済的支援(計10万円相当)を一体として実施する事業を支援する。

#### 妊娠時から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援と経済的支援のイメージ

※ 継続的に実施

妊娠期(妊娠8~10週前後)

妊娠期

出産·産後

産後の育児期

面談 (\*1) 面談 (\*2)



随時の子育て関連イベント等の情報発信・ 相談受付対応の継続実施(\*4)

【実施主体】子育て世代包括支援センター(市町村) (NPO等の民間法人が実施する地域子育て支援拠点等への委託を推奨)

伴走型相談支援

(\*2~4) SNS・アプリを活用したオンラインの面談・相談、 プッシュ型の情報発信、随時相談の実施を推奨

(\*1)子育てガイドを一緒に確認。 出産までの見通しを寄り添って立てる 等

(\*2)夫の育休取得の推奨、両親学級等の紹介。 産後サービス利用を一緒に検討・提案 等



身近で相談に応じ、 必要な支援メニューにつなぐ



(\*3)子育てサークルや父親交流会など、悩みを共有できる仲間作りの場の紹介。産後ケア等サービス、育休給付や保育園入園手続きの紹介等

- ・ニーズに応じた支援(両親学級、地域子育て支援拠点、産前・産後ケア、一時預かり等)
  - ・妊娠届出時(5万円相当)・出生届出時(5万円相当)の経済的支援

≪経済的支援の対象者≫令和4年4月以降の出産 ⇒10万円相当

«経済的支援の実施方法» 出産育児関連用品の購入・レンタル費用助成、サービス等の利用負担軽減 等 ※電子クーポンの活用や都道府県による広域連携など効率的な実施方法を検討。

#### 3. 実施主体

市区町村(民間等への委託も可)

#### 4. 補助率

<u>令和4年度第2次補正予算</u> 国2/3、都道府県1/6、市区町村1/6 ※システム構築等導入経費は国10/10 令和5年度当初予算(案)

〇伴走型相談支援:国1/2、都道府県1/4、市区町村1/4

○経済的支援: 国2/3、都道府県1/6、市区町村1/6 ※クーポン発行等に係る委託経費は国10/10

# 送迎用バス安心・安全対策

#### 国の動向

- ☑静岡県牧之原市の認定こども園で、園児が送迎用バスに 置き去りにされたことによる死亡事故が発生
- **☑**事故を受け、保育所・幼稚園・認定こども園等を対象に**緊急点検** を実施するとともに、再発防止のために以下の対策を策定
  - ・バスの<u>乗車・降車時に**幼児等の所在確認を義務付け**</u> (R5.4月)
  - ・バスへの<u>安全装置の装備義務化</u>(R5.4月(1年間の経過措置))

#### 【義務化の対象施設】

	保育所・幼稚園 認定こども園等	障害児 通所支援等	特別支援学校	小中学校・ 放課後児童クラブ等
所在 確認	0	0	0	0
安全 装置	0	0	0	_

☑安全装置の導入にあたり設置に必要な経費を助成 [補助率]義務化施設:10/10、義務化施設以外1/2

#### 本県の現状・課題

☑191施設で457台の送迎用バスを運行

	保育所 幼稚園 認定こども園等	障害児 通所 支援等	特別 支援学校	私立 小中学校	放課後 児童クラブ	
施設数	97	69	12	3	10	191
台数	174	240	20	3	20	457

※公立学校は市町村が整備

☑緊急点検の結果(対象:保育所・幼稚園・認定こども園)

- ・幼児等所在確認を行なっている施設は8割(79園/97園) うちマニュアル等を策定済の施設は5割(40園/79園)
- ⇒10月以降、全施設に実地調査を実施
- マニュアル未整備の施設に対しては個別に指導
- ・送迎バスに安全装置を装備している施設はなし

# 対応 方針

# 国が目標とする令和5年6月末までに、全ての送迎用バスに安全装置を装備

# 保育所・幼稚園・認定こども園等に対し 整備に要する経費を補助

#### [対象施設と補助率]

- ①保育所・幼稚園・認定こども園、認可外保育施設障害児通所施設・特別支援学校:10/10(全額国庫)
- ②放課後児童クラブ・私立小中学校 :3/4(国1/2、県1/4) ※放課後児童クラブは規模の小さい施設が多く、施設負担の捻 出が 困難であることから、県独自に補助率を上乗せ

〔補助上限額〕 (1)17.5万円/台 (2)13.15万円/台

#### 〔安全装置の例〕

- ●押レボタン方式
- ・運転手が車内に園児が残っていないか 確認。車両後方の園児確認済ボタンを 押す
- ・ボタンが押されない場合、車外に警報 サイレンを発報

# 園児確認用済ボタン HILLOCK 前方 (参方

# 令和5年度おおいた出会い応援事業

#### 現状

#### ☑婚姻数、出生数等の減少

- ·婚姻数 4,804組(H30) ⇒ 4,118組(R3·戦後最少、14.3%減)
- ·出生数 8,200人(H30) ⇒ 7,327人(R3·過去最少、10.6%減)
- ⇒婚姻数、出生数共に過去(戦後)最少だが、より婚姻数の減少率が大きい

#### これまでの取組

☑出会いサポートセンター設置による 結婚希望の後押し

目標:成婚数90組(R元~R6累計)

出会いサポートセンタ・

➤H30. 6.27開所

会員数:1,522人 交際組数:145組 成婚数: 148組 (R5.2.1現在)

✓R4.12.20よりAIマッチングシステムを導入

・EQアセスメントテスト(価値観診断テスト)の受検結果を基に、AIが相性の 良い相手を自動で毎週紹介(1~4名程度)

⇒相性の良い相手との出会いの機会が拡大 「自分で選ぶ」精神的な負担も軽減

#### 課題

#### ☑婚姻数が減少する中、婚姻数増のための実効性ある取組が必要

- お見合いはハードルが高いという層あり
  - →「気軽に出会いを探したい人は出会いサポートセンターには行かない」
- ・若者の中では企業間のマッチングを希望する声があるものの、 従業員の婚活支援に取り組めていない企業が大半(約8割)
- ※Q.従業員が必要だと思う結婚支援(東京商工リサーチ調査) 自社の未婚社員と他社の未婚社員のマッチング機会の創出(36.8%)
- ⇒多様な出会いの場を提供するため、行政による機運醸成が必要

#### ☑サポートセンターの会員数は伸び悩んでいる

・AI機能を使いたい会員は増加

男性:54%(R3) → 69%(R4) 女性:46%(R3) → 61%(R4)

⇒AI機能導入をPRし、更なる会員を獲得



# 気軽に参加できる婚活イベント+真剣に結婚を考える出会いサポートセンターの2本柱で出会いを後押し

#### (1)企業間の婚活イベントによる出会いの場の創出

「事業スキーム(案)]

①エントリー企業募集

②ニーズ調査 | 3マッチング | 4イベント

- ①業界団体を通じ企業間での婚活支援を希望する企業を調査
- ②婚活支援を希望する企業に対し、具体的なニーズ(イベント内容等)をピアリング

⑤フィードバック

- ③ニーズが合致する複数の企業をまとめてマッチングし、イベントを企画
- ④イベントの開催

#### 「イベント内容(一例)]

・体験型婚活 :同じ体験を通じて自然に会話⇒マッチング

▶モノづくり体験(料理、陶芸、竹細工等)

▶スポーツ体験(登山、テニス、ウォーキング等)

・ツアー型婚活:県内名所を日帰りバスツアー⇒マッチング

⑤イベント毎に内容と成果を業界団体へフィードバックし、非エントリー企業へPR

婚活イベントの実施により、成婚数を増加を図る

県内企業に対するアプローチで、従業員の婚活支援に対する気運醸成を図る

# ②センターの広報強化による会員獲得

20代男女向けの集中的な広報の実施

「年齢別の会員数(人)] (1月20日時点)

. 1 141/2	7	294 (7 4) 3	(-/-	_ = 1 3 . 1 .
	20代	30代	40代	50代以上
男性	95	335	314	49
女性	146	436	128	12

20代は30代に次いで 交際数が多いものの、 会員数が伸び悩む



プッシュ型の広報により

20代の婚活を後押し

#### [内容]

- ・SNS(YouTube、Instagram):20~30代に絞り広告を発信 ※毎日1時間以上SNSを使用している割合(20代)約4割
- **・テレビCM**: テレビCMでセンターを知った者は40%

R2年度の広報時もCM放映により20代会員が増加

[スマホでえんむす部導入CM放映時(R2.7~R2.9)] 20代新規会員 放映前 $(4\sim6月)37$ 人→**放映中 92人**(約3倍)

[集中広報期間(仮)] R5.5月~7月(3ヶ月)



20代向けの広報を強化し、 20代の会員を増加

#### 【本県独自の実態調査】(R3.10~11月)

「お世話をしていることで、やりたいけど できていないことがある」と回答・・・ 1.3%



⇒支援を要するヤングケアラーが約1,000人存在

(県内の小5~高3(79,550人)の1.3% = 1,000人)

# の取組

#### 【①周知·啓発】

- ・児童・生徒向け相談先カード配布
- ·教職員向けWEB研修動画配信
- ・県民フォーラム、支援者向け研修会
- ・福祉職希望高校生向け出前講座

#### 【②相談窓口設置】

- ·専用相談窓口等の開設(電話·SNS)
- ·SSW、SCの配置強化

#### 【③適切な支援へのつなぎ】

・家庭養育ヘルパー派遣事業

子ども自らが行政に直接相談するのはハー ドルが高い。学校など、周囲の大人の気づき が大事

周囲が心配しても、支援を望まないケースも ある。気持ちに寄り添い、丁寧で慎重な対応 が大事

ヤングケアラーは、子どもだけでなく親や家 庭の問題でもある。家族全体を見つめた支援 が大事

包括的支援

周囲の『気づき』

寄り添う支援

#### 今後必要な取組

「プッシュ型」による、①周囲の大人が気づく仕組みづくり ②身近な市町村の支援体制整備

児家

セン

学校

#### 周知啓発·人材育成

県に専門アドバイザーを配置し、気づきを促すための 人材育成や周知啓発、市町村の支援体制づくりを支援

アドバイザーの役割

- · 人材育成研修 早期発見力向上 アセスメントシート活用・普及
- ・体制構築支援 市町村の支援会議の運営助言

[社会福祉士、児相OBなどを想定]

#### 市町村支援体制整備

支援コーディネーターを配置し、多機関協働の支援会 議を開催。個別ケースの進行を管理し、個々の状況に 応じた適切な支援へ繋げるなど、支援体制を構築

#### コーディネーターの役割

- ・市町村のヤングケアラー情報を把握し、一元的に管理
- ・SSWや事業所等関係機関との連携窓口
- 多機関協働の支援会議の招集・調整役

「社会福祉士、SSW経験者などを想定〕

#### 気づき

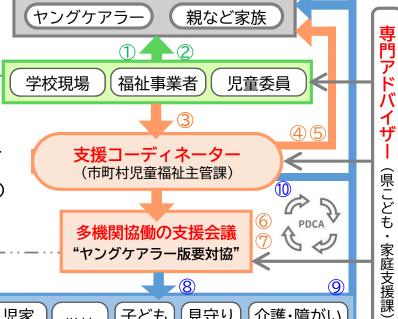
- ①気づき
- ②面談 (アセスメント)

#### フェーズ2 寄り添し

- ③コーディネーターに相談
- 4 訪問(児童家庭支援センター の相談支援員やSSWと)
- ⑤家庭状況把握(アセスメント)
- 6情報・アセスメント共有
- ⑦支援方針確認・決定

#### フェーズ3 包括的支援

- 8各種支援・サービスへ
- 9包括的支援
- ⑩支援の進捗管理



見守り

支援

介護・障がい

ヘルパー等

子ども

食堂

# ケアリーバー(社会的養育経験者)への支援体制強化 ~ 誰一人取り残されることのない社会の実現 ~

#### 1. 現 状

#### 【県の社会的養護の現状】

- ·要保護児童数 445名(令和3年度末) (乳児院10、児童養護施設273、里親115、ファミリーホーム47)
- ・児童措置は、原則として18歳まで(20歳まで措置延長可)

#### 【国のケアリーバー調査】(R2年度)

- ・大分県の調査対象者数:223名、うち配布できたのは115名 =配布率(居場所把握率)は51.6%
- ・今の暮らしで困っていること、不安・心配なこと
  - 1. 生活費や学費(33.6%)
  - (31.5%)2. 将来のこと
  - 3. 仕事のこと (26.6%)

退所から時間経過するほど、施設 との連絡回数が少なくなる傾向

#### 2.これまでの取組

#### 【アフターケアセンターおおいた】

- 平成23年(委託先:NPO法人おおいた子ども支援ネット)
- 施設等の退所後の支援 日的
- ・現体制 支援コーディネーター1名、生活相談員2名(合計3名)

【相談支援の流れ】





見守り・声かけ (訪問·電話等)

相談受理

情報収集 支援策の検討

参考金額:●●●●千円

#### ·身元保証人確保対策事業

ケアリーバー等が就職やアパート等の賃借、進学する際の身元保証を関係機関と連携し支援

·自立支援資金貸付制度

ケアリーバー等に対し、生活支援費、資格取得支援費等を貸付け(無利子、返還免除の場合あり)

#### 3.課題

(1)ケアリーバーは困りを自ら発信することが困難であり、アウトリーチ的な支援が 必要だが、年々支援対象者が増加しており、センターの対応に限界がある。



#### 〈ケアリーバーの課題〉

虐待体験や発達障がいの影響から、生活スキルやコミュニ ケーションスキルに困りを抱えがち。身近に相談できる人も おらず、社会的に孤立しやすい。

⇒信頼関係構築のための丁寧な関わりが必要

(2)就職してもすぐに離職したり、求職活動、各種手続きが上手にできず、安定した 就労につながりにくい。(就労関連相談の増加 R1:270件 → R3:786件(2.9倍))

#### <ケアリーバーの声>

短大卒業後に就職したが、職場の人間関係を理由に離職。里親家庭には幼い委託児童が いるので頼りにくい。求職活動や各種手続きに関して、自分一人ではどうすればよいかわか らない。窓口に同行してほしい。



(3)時間経過とともにさらに問題が複雑・深刻化するケースが少なくない (金銭トラブル、消費生活相談等)

#### <ケアリーバーの声>

対人トラブルで訴訟になったが、裁判所からの書類の意味がわからず、放置したまま結審、 財産差押え。家賃滞納、料金未納で電話・電気も止められたことで、初めて相談に来た。



#### 4.R5年度の取組

- ◆アフターケアセンターおおいたの体制強化
- (1) 支援コーディネーターの増員(常勤1名)→+1名

拡充・個別の継続支援計画の作成、見直し

- ・支援担当者会議の運営
- ・アウトリーチ支援の強化
- (2)生活相談員の配置(常勤2名)
  - ・退所を控えた者への支援
  - (職場見学、生活技能向上トレーニング等)
  - ・退所後の支援(生活、金銭、住まい等の相談支援)
- (3)生活費の補助
  - ・施設等を措置解除後も里親宅等に 居住する者への生活費

増加するケアリーバーとの「顔の見える関係」の構築

アウトリーチ型支援

- ◎ 課題の早期発見・対応
- ◎ 丁寧な伴走支援

# 新たな居場所づくりにょる児童への支援

#### 支援が必要な児童への対応

☑県内には、要保護には至らないものの、食事、衣服、生活環境について 不適切な養育状態にある子どもが一定数あり

<参考>県内要支援児童 1,778人(R4.10.1時点)

✓こうした児童は日常生活を送る上で必要な生活習慣が身についていない 場合があるが、行政による支援は限定的

(例)ゴミ捨てができない、お風呂に入る習慣がない等

⇒既存の支援では、こども食堂の利用による居場所及び食事の提供 等に留まり、生活習慣の形成には繋がらない

☑国においては、改正児童福祉法(R6.4.1施行)により家庭や学校に居場 所がない学齢期以降の子どもへの居場所づくりを推進

- ・生活習慣の形成や居場所の提供を行う児童育成支援拠点を新たな 居場所として設置を推奨
- ・R5年度は拠点設置に向けて取り組む自治体を支援

#### 【児童育成支援拠点の概要】

- ☑児童と家庭が抱える多様な課題に応じた支援を提供する施設 [対象児童]
  - ①食事、衣服、生活習慣等、養育環境に関して課題のある子ども
  - ②不登校の子ども等、学校に居場所のない子ども
  - ③その他、市町村が支援を行うことが適切と判断したこども

#### 「主な役割」

- ・生活習慣(手洗い等)の形成
- •学習の支援
- ・食事、課外活動の提供
- ・専門職による支援計画の策定

#### [期待される効果]

- ・安心・安全な居場所の提供 → ・こども食堂等では実施できない 支援(生活習慣の形成)が実施可能
  - ・多様な体験による自己肯定感の向上
  - ▶・児童の状況を市町村にフィードバックし 必要な支援につなぐ
  - ⇒児童が将来自立できる力を獲得

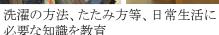
☑県内では杵築市が先行して児童育成支援拠点の設置を検討 「拠点候補施設]子どもの居場所b&gきつき

# 対応 方針

# 杵築市の児童育成支援拠点設置の取り組みを後押しするとともに、 この取組をモデルに他の市町村へ横展開

#### 【子どもの居場所b&gきつきの概要】

- •開設日時•時間:平日16時~21時
- ・利用児童: 杵築市より支援依頼を受けた児童を中心に受け入れ (20名程度が利用)
- ※利用開始時にアセスメントを行い、児童や家庭の具体の課題を 特定した上で、課題を解消するための支援を集中実施





誕生日会等のイベントを実施し こどもたちの自己肯定感を向上

#### <施設利用児童の事例>

・利用児童 : 中学生から小学生までの3人きょうだい

・具体の課題:家はゴミが散乱しており児童もゴミを捨てる習慣がない

入浴や洗濯は時にはしているが、服に汚れや臭いあり

食事もお菓子で済ますこともあり栄養状態が心配

⇒支援内容:バランスのとれた食事の提供

入浴、ゴミ捨て、洗濯等、基本的な生活習慣の教育

居場所での教育により洗濯物を干す・たたむ等の一連の作業が可能に

#### <支援の内容>

#### 児童育成支援拠点の機能を提供するために必要な経費を補助

(10.500千円)

- ⇒取り組みを県内市町村に波及させるため、市町村職員の研修や 県主催のブロック研修会での講演を実施
- <補助上限額>14,000千円(国:1/2、県1/4、市1/4) (県予算では国及び県分のみ計上)

※令和6年度以降の財政支援のあり方は国において検討中

# 令和5年度一般会計当初予算案

# 1 健やかで心豊かに暮らせる安心の大分県

# ①子育て満足度日本一の実現

(単位:千円)

事 業 名	令和5年度 当初予算案 令和4年度 当初予算額	当 初 予 算 案 の 概 要	所管課
1 おおいた出会い応援事業		若者の結婚の希望を後押しするため、「出会いサポートセンター」を 運営するほか、企業間の出会いを促進するなど出会いの場づくりを総合 的に実施する。 【新】企業と連携した婚活イベントの開催 など	こども未来課
2 不妊治療費助成事業	39, 154 (161, 523)	不妊治療の経済的負担を軽減するため、特定不妊治療のうち保険適用治療と併せて行った先進医療に要する経費について、市町村と連携して自己負担が概ね3割となるよう助成する。 ・助成回数 40歳未満 1出産あたり6回 40歳以上43歳未満 1出産あたり3回・助成額 先進医療に要する費用の7割 不妊を心配する夫婦の早期受診を促すため、市町村と連携して不妊検査に要する費用を助成する。 ・対象者 妻の年齢が43歳未満かつ婚姻2年以内の夫婦又は妻の年齢が30歳未満の夫婦・助成上限 3万円 【新】若い時期から健康管理の意識を持ち、将来の妊娠について考える機会を確保するため、高等学校と連携して啓発に取り組む。	こども未来課
。 伴走型出産・子育て応援 事業	1, 027, 388 (0)	全ての妊産婦・子育て世帯が安心して出産・子育てができる環境を整備するため、妊娠届出時からの伴走型相談支援の充実や妊娠・出産を届け出た妊産婦・子育て世帯へ経済的支援を行う市町村に対し助成する。・給付額 10万円(国2/3 県1/6 市町村1/6)※妊娠届出時に5万円、出生届出時に5万円を給付	こども未来課
4 子ども医療費助成事業	884, 536 (929, 372)	子育て家庭の経済的負担を軽減し、子どもたちの健康保持と健全育成を図るため、子ども医療費を軽減する市町村に対し助成する。 ・通 院 未就学児まで ・入 院 中学生まで ・自己負担 通院1日500円(上限:月4回、3歳未満月2回) 入院1日500円(上限:月14日)	こども未来課
5 大分にこにこ保育支援事 業	664, 888 (667, 582)	保育を必要とする家庭の経済的負担を軽減するため、第2子以降の3歳未満児の保育料を全額免除する市町村に対し助成する。 ・対 象 認可保育所、認定こども園、認可外保育施設 など	こども未来課
6 おおいた子育て応援スク ラム事業	16, 783 (24, 316)	地域全体で子どもの成長と子育て家庭を応援するため、子育て応援店の拡大や多胎児への支援に取り組む。 ・子育て家庭に特典の提供等を行う子育て応援店の登録拡大 ・多胎児育児の悩み等に対応する妊娠期からの訪問支援 など	こども未来課
7 保育所運営費	3, 236, 521 (3, 308, 503)	保育の充実を図るため、保育所の運営や小規模保育等に要する経費を 負担する。 ・保育所 144施設 ・小規模保育施設 22施設 ・家庭的保育施設 7施設 ・事業所内保育施設 12施設	こども未来課
8 認定こども園運営費	5, 376, 154 (5, 021, 315)		こども未来課

※(新)は「新規事業」

9	私立幼稚園運営費	949, 827 (1, 069, 304)	11.1 16.5 ( )	こども未来課
10	保育環境向上支援事業	186, 088 (171, 498)	保育人材の確保と職場定着を図るため、高校生向けの出前講座や福岡での就職イベント等を実施するとともに、業務効率化に取り組む保育施設に対し助成する。 ・保育補助者等を対象とした保育士資格取得への支援・高校生を対象にした出前講座やインターンシップの実施・ICTを活用した業務効率化に取り組む保育施設への助成補助率 1/2 限度額 50万円 など	
11	病児保育充実支援事業	129, 336 (140, 908)	安心して病気の子どもを預けられる環境を整えるため、病児保育を実施する市町村に対し運営費を助成するとともに、病児保育の広域化・ICT化に向けた取組を支援する。 ・病児保育施設運営費の助成(31施設) 補助率 2/3(国1/3 県1/3) ・病児保育施設が行うICTシステム導入に要する経費への助成	こども未来課
12	放課後児童対策充実事業	920, 238 (864, 574)	放課後の子どもに安全で健やかな生活の場を提供するため、放課後児童クラブを運営する市町村に対し助成するとともに、クラブの運営強化に向けた取組を支援する。 ・放課後児童クラブ運営費の助成(397クラブ) 補助率 2/3(国1/3 県1/3) ・労働環境の改善等を行うクラブへのアドバイザー派遣 など	こども未来課
13	児童虐待防止対策事業	45, 183 (27, 279)	児童虐待防止の徹底を図るため、関係機関との連携を強化するとともに、弁護士の活用により児童相談所の法的対応力等を強化する。 ・連携強化に向けた研修会の開催 (5回) ・児童家庭支援センターと連携した指導 ・出産前から支援を必要とする妊婦等への支援 など	こども・家庭 支援課
14	子どもの居場所づくり推 進事業	23, 855 (13, 495)	子どもの居場所を確保し、貧困の早期発見等に繋げるため、子ども食堂の新規立上げ等を支援する市町村に対し助成するほか、朝食の定期的な無料提供に取り組む子ども食堂等を支援する。 【新】児童育成支援拠点(第三の居場所)の設置に要する経費の助成補助率10/10(国1/2 県1/4 市町村1/4)・モデル小・中学校での朝食の定期的な無料提供の実施(6か所)・クラウドファンディングによる子ども食堂の運営支援 など	
15	ヤングケアラー等支援体 制強化事業	27, 724 (18, 400)	ヤングケアラーなど支援を必要とする子どもや児童虐待のおそれのある家庭を早期に発見し、適切な支援に繋げるため、市町村と連携した見守り・相談体制を強化する。 【新】市町村等を支援する専門アドバイザーの配置 ・戸別訪問による家庭状況の把握等を行う市町村への助成(14市町)補助率 5/6(国2/3 県1/6) など	こども・家庭 支援課
16	児童養護施設退所者等支 援強化事業	24, 978 (18, 951)	児童養護施設退所者等を支援するため、「児童アフターケアセンター おおいた」による自立・就労に向けた継続的サポートを行う。 【新】退所後の継続支援計画を策定し、自立支援を行うコーディネー ターの増員(1名→2名)	こども・家庭 支援課

# ②健康寿命日本一の実現

(単位:千円)

	事 業 名	令和5年度 当初予算案 令和4年度 当初予算額	当初予算案の概要	所管課
22	みんなで進める健康づく り事業	22, 767	健康寿命を延伸させるため、健康づくりに対する県民意識の醸成に向けた県民運動を展開するとともに、健康経営に取り組む事業所の拡大等により、働く世代の心身の健康づくりを支援する。 【新】簡便に推定野菜摂取量をチェックできる機器を活用したキャンペーンの実施 【新】スーパーなどと連携したうま塩弁当普及イベントの実施など	
23	新 歯科口腔保健推進事業		生涯にわたる歯と口腔の健康づくりを推進するため、乳幼児期から高齢期まで、各ライフステージの特性に応じた全世代の歯科口腔保健対策を実施する。 ・県口腔保健支援センターの設置・運営 ・健康経営事業所等での出前講座の実施 ・障がい児者の高次歯科診療の充実に要する経費への助成 など	

# 資料4

こども家庭庁の設置について

#### こども政策の新たな推進体制に関する基本方針のポイント ~こどもまんなか社会を目指すこども家庭庁の創設~

- ○常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組・政策を我が国社会の真ん中に据えて(「こどもまんなか社会」)、 こどもの視点で、こどもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、こどもの権利を保障し、こどもを誰一人取り残さず、健やかな成長 を社会全体で後押し。
- ○そのための新たな司令塔として、こども家庭庁を創設。

#### 今後のこども政策の基本理念

こどもの視点、子育て当事者 の視点に立った政策立案

全てのこどもの健やかな成長、 Well-beingの向上

誰一人取り残さず、 抜け落ちることのない支援

こどもや家庭が抱える様々な複合 する課題に対し、制度や組織による 縦割りの壁、年齢の壁を克服した 切れ目ない包括的な支援

待ちの支援から、予防的な関わりを 強化するとともに、必要なこども・ 家庭に支援が確実に届くようプッシュ 型支援、アウトリーチ型支援に転換

データ・統計を活用したエビデンス<sup>\*</sup> に基づく政策立案、

PDCAサイクル (評価・改善)

- ◆ こどもは保護者や社会の支えを受けながら自己を確立していく主体と認識し、保護すべきところは保護しつつ、こどもの意見を年齢や発達段階に応じて政策に反映。若者の社会参画の促進。
- ◆ 家庭が基盤。親の成長を支援することがこどものより良い成長につながる。子育て当事 者の意見を政策に反映。
- ◆ 妊娠前から、妊娠・出産、新生児期、乳幼児期、学童期、思春期、青年期の一連の成長 過程において、良質かつ適切な保健、医療、療育、福祉、教育を提供。
- ◆ 安全で安心して過ごせる多くの居場所を持ちながら、様々な学びや体験ができ、幸せな 状態(Well-being)で成長できるよう、家庭、学校、職域、地域等が一体的に取り組む。
- ◆ 全てのこどもが、施策対象として取り残されることなく、当事者として持続可能な社会の 実現に参画できるよう支援。
- ◆ こども本人の福祉というだけにとどまらない我が国社会の持続可能性にも資するとの認識。
- ◆ こどもの困難は、こどもの要因、家庭の要因、家庭内の関係性の要因、環境の要因等、 様々な要因が複合的に重なり合って表出。問題行動はこどもからのSOS。保護者自身 にも支援が必要。
- ◆ 教育、福祉、保健、医療、雇用などに関係する機関や団体が密接にネットワークを形成し支援。18歳など特定の年齢で一律に区切ることなく、こどもや若者が円滑に社会生活を送ることができるようになるまで伴走。
- ◆ 地域における関係機関やNPO等の民間団体等が連携して、こどもにとって適切な場所 に出向いてオーダーメイドの支援を行うアウトリーチ型支援(訪問支援)の充実。
- ◆ SNSを活用したプッシュ型の情報発信の充実。

◆ 様々なデータや統計を活用するとともに、こどもからの意見聴取などの定性的な事実も 活用し、個人情報を取り扱う場合にあってはこども本人等の権利利益の保護にも十分に 配慮しながら、エビデンスに基づき多面的に政策を立案し、評価し、改善。

-1

#### こども家庭庁の必要性、目指すもの

- ◆ こども政策を更に強力に進めていくため、常にこどもの視点に立ち、こどもの最善の利益を第一に考え、こどもまんなか社会の実現に向けて専一に取り組む独立した行政組織と専任の大臣が必要。
- ◆ 新たな行政組織として、こどもが、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができる社会の実現に向けて、こどもと家庭の福祉の増進・保健の向上等の支援、こどもの権利利益の擁護を任務とするこども家庭庁を創設。
- ◆ こどもにとって必要不可欠な教育は文部科学省の下で充実。こ ども家庭庁と文部科学省が密接に連携。

#### こども家庭庁の基本姿勢

#### ①こどもの視点、子育て当事者の視点

こどもや若者の意見を年齢や発達の程度に応じて政策に 反映。子育て当事者の意見を政策に反映。

#### ②地方自治体との連携強化

現場のニーズを踏まえた先進的な取組を横展開し、必要に 応じ制度化。人事交流の推進。定期的な協議の場の設置。

③NPOをはじめとする市民社会との積極的な対話・ 連携・協働

NPO等の様々な民間団体や、民生・児童委員、青少年相 談員、保護司等とのネットワークの強化。民間人の積極登用。

#### 強い司令塔機能

- ◆ 内閣総理大臣の直属の機関として、内閣府の外局に。
- ◆ これまで別々に担われてきた司令塔機能をこども家庭庁に一本化し、就学前の全てのこどもの育ちの保障や 全てのこどもの居場所づくりなどを主導する。
- ◆ 各省大臣に対する勧告権等を有するこども政策を担当する内閣府特命担当大臣を必置化。
- ◆ 別々に運営されてきた総理を長とする閣僚会議を一体的に運営。
- ◆ 別々に作成・推進されてきた大綱を一体的に作成・推進。

#### 法律・事務の移管・共管・関与

- ◆ 主としてこどもの権利利益の擁護、こどもや家庭の福祉・保健等の支援を目的とするものは移管。
- ◆ こどもの権利利益の擁護、こどもや家庭の福祉・保健等の支援とそれ以外の政策分野を含んでいるものは共管。
- ◆ 国民全体の教育の振興等を目的とするものは、関係府省庁の所管としつつ、個別作用法に具体的な関与を規定するほか、総合調整。

#### 新規の政策課題や隙間事案への対応

◆ こども政策に関し他省に属しない事務を担い、各省庁の間で抜け落ちることがないよう必要な取組を行うと ともに、新規の政策課題に取り組む。

#### 体制と主な事務

- ◆ 内閣総理大臣、こども政策を担当する内閣府特命担当大臣、こども家庭庁長官の下に、内部部局として以下の3部門。
- ◆ 移管する定員を大幅に上回る体制を目指す。地方自治体職員や民間人材の積極登用。

#### 企画立案・総合調整部門

- ▶ こどもの視点・子育て当事者の視点に立った政策の企画立案・総合調整
  - こどもや若者から意見を聴くユース政策モニターなどの実施、審議会等委員等へのこども・若者の参画促進、SNSを活用した意見聴取 等の検討
  - こども政策に関連する大綱を一体的に作成・推進、地方自治体における関連計画の策定支援
  - 児童の権利に関する条約に関する取組を主体的に実施(外務省と連携)
- ▶ 必要な支援を必要な人に届けるための情報発信や広報等
- ▶ データ・統計を活用したエビデンスに基づく政策立案と実践、評価、改善
  - こどもや若者の意識調査、子どもの貧困対策や少子化対策に関する調査研究の充実、関連する国会報告(法定白書)の一体的な作成
  - こどもや家庭に能動的なプッシュ型支援を届けるためのデジタル基盤の整備推進(デジタル庁と連携)

#### 成育部門

#### ▶ 妊娠・出産の支援、母子保健、成育医療等

- 子育て世代包括支援センターによる産前産後から子育て期を通じた支援
- 産後ケアなどの支援を受けられる環境の整備
- ▶ 就学前の全てのこどもの育ちの保障
  - 幼稚園・保育所・認定こども園(「3施設」)、家庭、地域を含めた取組の 主導、未就園児対策
  - 3施設の教育・保育内容の基準の文部科学省との共同告示
  - 認定こども園の事務の輻輳や縦割りの改善(施設整備費の一本化等)
- ▶ 相談対応や情報提供の充実、全てのこどもの居場所づくり
  - 子ども・若者総合相談センター、子育て世代包括支援センター、子ども家庭 総合支援拠点、地域子育て支援拠点の充実
  - 放課後児童クラブ、児童館や青少年センター、こども食堂、学習支援の場などの様々な居場所(サードプレイス)づくり
  - 児童手当の支給
- ▷ こどもの安全(性的被害の防止、事故防止、予防のための死亡検証(CDR)等)

#### 支援部門

- ▶ 様々な困難を抱えるこどもや家庭に対する年齢や制度 の壁を克服した切れ目ない包括的支援
  - 地域の支援ネットワークづくり(子ども・若者支援地域協議会、 要保護児童対策地域協議会)
  - 児童虐待防止対策の強化
  - いじめ防止及び不登校対策(文部科学省と連携)

▶ 社会的養護の充実及び自立支援

- ▶ こどもの貧困対策、ひとり親家庭の支援
- ▶ 障害児支援

#### スケジュール

- ◆ 令和5年度のできる限り早い時期に創設。次期常会に法案提出。
- ◆ 「こどもに関する政策パッケージ」等に基づき、こども家庭庁 の創設を待たずにできることから速やかに実施。

#### こども政策を強力に進めるための安定財源の確保

- ◆ 国民各層の理解を得ながら、社会全体での費用負担の在り 方を含め、幅広く検討を進め、確保に努めていく。
- ◆ 応能負担や歳入改革、企業を含め社会・経済の参加者全員 が広く負担していく新たな枠組みの検討。

(参考1)

- 〇内閣府の外局として設置
- 〇令和5年度のできる限り早期に設置
- 〇内部組織は、司令塔部門、成育部門、支援部門の3部門体制 (移管する定員を大幅に上回る体制を目指す)

## 内閣総理大臣

## こども政策担当大臣

#### こども家庭庁

#### 司令塔機能

- ○各府省庁に分かれているこども政策に関する総合調整権限を一本化
- ■青少年の健全な育成及び子どもの貧困対策 【内閣府政策統括官(政策調整)】
- ●少子化対策及び子ども・子育て支援【内閣府子ども・子育て本部】
- ・犯罪から子どもを守る取組【内閣官房】
- •児童虐待防止対策【厚生労働省】
- 児童の性的搾取対策【国家公安委員会 警察庁】
- 今まで司令塔不在だった就学前のこどもの育ちや放課後のこどもの居場所についても主導
- 〇 こどもや子育て当事者、現場(地方自治体、支援を行う民間団体等)の意見を政策立案に 反映する仕組みの導入(これらを踏まえた各府省所管事務への関与)

#### 各府省から移管される事務

- <内閣府>
- ○政策統括官(政策調整担当)が所掌する<u>**子ども・若者育成支援及び子どもの貧困対策</u>に** 関する事務</u>
- ○子ども・子育て本部が所掌する事務
- く文部科学省>
- 〇総合教育政策局が所掌する災害共済給付に関する事務
- <厚生労働省>
- ○**子ども家庭局**が所掌する事務(婦人保護事業を除く。)
- 〇障害保健福祉部が所掌する**障害児支援**に関する事務

#### 新たに行う・強化する事務

性的被害の防止、CDRの検討、プッシュ型支援を届けるデジタル基盤整備 等

※CDR : こどもの死亡の原因に関する情報の収集・分析・活用などの予防のためのこどもの死亡検証

# こども政策に関わる各府省大臣

#### 総合調整権限に 基づく勧告

幼稚園教育要領・ 保育所保育指針を 相互に協議の上 共同で策定

いじめ重大事態に 係る情報共有と対策の 一体的検討

#### 医療関係各法に基づく 基本方針等の策定に おける関与

#### 文部科学省

- ○教育の振興
- ○学校教育の振興 (制度、教育課程、免許、 財政支援など)
- ○幼児教育の振興

○学校におけるいじめ防止、 不登校対策

#### 厚生労働省

- ○医療の普及及び向上
- ○労働者の働く環境の整備

#### その他の府省

# こども家庭庁設置法(令和4年法律第75号)の概要

#### 趣旨

こども(心身の発達の過程にある者をいう。以下同じ。)が自立した個人としてひとしく健やかに成長することのできる社会の実現に向け、子育てにおける家庭の役割の重要性を踏まえつつ、こどもの年齢及び発達の程度に応じ、その意見を尊重し、その最善の利益を優先して考慮することを基本とし、こども及びこどものある家庭の福祉の増進及び保健の向上その他のこどもの健やかな成長及びこどものある家庭における子育てに対する支援並びにこどもの権利利益の擁護に関する事務を行うとともに、当該任務に関連する特定の内閣の重要政策に関する内閣の事務を助けることを任務とするこども家庭庁を、内閣府の外局として設置することとし、その所掌事務及び組織に関する事項を定める。

#### 概要

- 1. 内閣府の外局として、こども家庭庁を設置
- 2. こども家庭庁の長は、こども家庭庁長官とする
- 3. こども家庭庁の所掌事務
  - (1) 分担管理事務(自ら実施する事務)
  - ・小学校就学前のこどもの健やかな成長のための環境の確保及び小学校就学前のこどものある家庭における子育て支援に関する基本的な政策の企画及び立 案並びに推進
  - ・子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援
  - ・こどもの保育及び養護
  - ・こどものある家庭における子育ての支援体制の整備
  - ・地域におけるこどもの適切な遊び及び生活の場の確保
  - ・こども、こどものある家庭及び妊産婦その他母性の福祉の増進
  - ・こどもの安全で安心な生活環境の整備に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進
  - ・こどもの保健の向上
  - ・こどもの虐待の防止
  - ・いじめの防止等に関する相談の体制など地域における体制の整備
  - ・こどもの権利利益の擁護(他省の所掌に属するものを除く)
  - ・こども大綱の策定及び推進

等

#### (2) 内閣補助事務 (内閣の重要政策に関する事務)

- ・こどもが自立した個人としてひとしく健やかに成長することのできる社会の実現のための基本的な政策に関する事項等の企画及び立案並びに総合調整
- ・結婚、出産又は育児に希望を持つことができる社会環境の整備等少子化の克服に向けた基本的な政策に関する事項の企画及び立案並びに総合調整
- ・子ども・若者育成支援に関する事項の企画及び立案並びに総合調整

#### 4. 資料の提出要求等

・こども家庭庁長官は、こども家庭庁の所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、説明その他の必要な協力を求めることができることとする

#### 5. 審議会等及び特別の機関

・こども家庭庁に、こども政策に関する重要事項等を審議するこども家庭審議会等を設置し、内閣府及び厚生労働省から関係審議会等の機能を移管するととも に、こども基本法の定めるところによりこども家庭庁に置かれる特別の機関は、内閣総理大臣を会長とするこども政策推進会議とする。

#### 6. 施行期日等

- ·令和5年4月1日
- ・政府は、この法律の施行後 5 年を目途として、小学校就学前のこどもに対する質の高い教育及び保育の提供その他のこどもの健やかな成長及びこどものある家庭における子育てに対する支援に関する施策の実施の状況を勘案し、これらの施策を総合的かつ効果的に実施するための組織及び体制の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする